平成２９年（フ）第６８１号
札幌市豊平区旭町５丁目２番１―205号
債務者　古賀　千尋（旧姓橋爪）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０６号
北海道恵庭市中島町４丁目３番地６　（ハッピーマンションＮＯ．１―102号）
債務者　菊池　敬一
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６号
北海道網走市北12条西２丁目２番地の９サンリッチヴィラ２団地Ｆ号棟204号室
債務者　成田　美江
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
群馬県高崎市棟高町1907番地９　レオパレスマイルド棟高106号
債務者　上有谷　敦
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７２号
埼玉県狭山市大字水野479番地の22　ウィング入曽105
債務者　木戸美代子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０９号
愛知県刈谷市日高町１丁目301番地　メゾン日高103号
債務者　山本　寿之
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
愛知県岡崎市井田町字東城１番地３　アーバンライフ井田南　106
債務者　渡邉　**隆**夫
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
愛知県岡崎市井田町字東城１番地３　アーバンライフ井田南　106
債務者　渡邉　鈴代
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５４９号
大阪府守口市佐太東町１丁目３番３号
債務者　松本　陽一
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８９号
大阪市平野区加美北１丁目１番14号　リード岡田マンション302号
債務者　小瀧　浩通
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６８号
大阪市淀川区塚本６丁目７番14号
債務者　上野　義行
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６０号
大阪市平野区西脇２丁目５番４―411号
債務者　青山　健太
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４９号
大阪市平野区平野東２丁目１番24号　エトルアンボーテ201
債務者　村上　暢世
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３６９号
大阪市西淀川区大和田３丁目３番17号相本マンション403号室
債務者　佐藤　則彦
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４０６号
大阪市旭区新森１丁目７番19―307号
債務者　小嶋　慶子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４３号
大阪市平野区流町１丁目１番５号　コーポラス丸三　５―Ｃ
債務者　川野由美子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５６４号
大阪市西成区南津守７丁目13番30号　コーポラスローザ　403号、前住所大阪市住之江区南港中４丁目２番11―322号
債務者　井手口　聡
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部